

## 台風 15 号による千葉市の被災者の皆さまへ

台風 15 号により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。  
当面の生活に必要な情報や、り災証明書の申請方法等の情報をお知らせします。

令和元年 9 月 13 日 千葉市災害対策本部

### 生活に関する情報

#### ・ブルーシートの配布

屋根等の損壊による雨漏り防止のため、屋根をカバーするブルーシートを配布しています。必要な方は、区役所地域振興課（裏面参照）に連絡のうえ、お越してください。

#### ・一般家庭で発生した災害ごみ

##### 折れた枝などの燃えるごみ

普段ご利用のごみステーションに、通常どおりの曜日・指定日に排出してください。

台風被害により発生した災害ごみは、分別して透明または半透明の袋（市の指定袋でなくても構いません）で「災害ごみ」と貼り紙をして排出してください。

##### 上記以外のごみ

トタンなど台風により「飛来したごみ」、片付けにより発生した「がれき」や「割れた植木鉢」などについては、各環境事業所へ連絡ください。

現在、相談が多く入っており、回収まで 2 週間程度お待ちいただく場合があります。直接、環境事業所に持ち込むこともできますので、相談ください。

なお、持ち込みや申し込みの際は「災害ごみ」と申告してください。

##### 【持ち込み・申し込み】

中央・美浜環境事業所 043-231-6342 花見川・稲毛環境事業所 043-259-1145

若葉・緑環境事業所 043-292-4930

#### ・ボランティアが必要な方の相談窓口

「自宅の庭で、枝木が散らばっていて困っている。」「瓦やトタンなどの撤去をしたいが、人手が足りない」など、困りごとのある方は、相談ください。

（危険を伴う作業等、要望にお応えできない場合もあります。）

##### 【問い合わせ】

千葉市社会福祉協議会 ボランティアセンター 043-209-8850

#### ・道路上の倒木、飛来物（ごみ等）

道路上の倒木や飛来物については、管轄の土木事務所への連絡をお願いします。

##### 【問い合わせ】

中央・美浜土木事務所 043-232-1154 花見川・稲毛土木事務所 043-257-8843

若葉土木事務所 043-306-0395 緑土木事務所 043-291-4963

#### ・停電について

停電に関する問い合わせ 東京電力パワーグリッド 0120-995-007

停電解消地区において自宅だけ停電しているなど局所的な停電がある場合の問い合わせ

東京電力パワーグリッド 043-245-4999

## 住宅の支援

- ・ **住宅被害に関する各種相談**：住宅に被害を受けた方の各種相談に応じます。  
【問い合わせ】住宅政策課 043-245-5810
- ・ **市営住宅の提供**：災害で住宅に住めない方に市営住宅を提供します。  
【問い合わせ】千葉市住宅供給公社 043-245-7515
- ・ **被災住宅への融資相談**：被災した住宅の補修等に必要な資金の融資について相談に応じます。  
【問い合わせ】住宅金融支援機構お客様コールセンター 0120-086-353

## り災証明書の発行

り災証明書は、自然災害で被災した住家の被害程度を証明する文書で、保険金や融資などの申請に必要です。提出の用途と被害を確認できるもの（写真など）を持参し、申請してください。

対 象 災害により市内に所有している住家が被害を受けた市民の方

届 出 人 被災者（被災者以外は委任状が必要）

必要書類 ①り災証明の申請書（受付窓口に備えてあります）

②被害を確認できるもの（写真など）

③委任状（被災者以外の方が届け出る場合）

### 【受付・問い合わせ】

中央区役所地域振興課	043-221-2169	花見川区役所地域振興課	043-275-6224
稲毛区役所地域振興課	043-284-6107	若葉区役所地域振興課	043-233-8124
緑区役所地域振興課	043-292-8107	美浜区役所地域振興課	043-270-3124
防災対策課	043-245-5113		

## 生活面の支援

### ・災害援護資金貸付

世帯主の方が負傷した世帯や住居・家財に著しい損害を受けた世帯を支援するため、生活立て直しのための資金の貸し付けを行います。

※住居が全壊・大規模半壊・半壊の被害を受けた世帯等が対象となります。

※貸付にあたっては、諸条件がありますので、事前に相談ください。

【問い合わせ】地域福祉課 043-245-5218

### ・生活福祉資金貸付（緊急小口資金）

所得の少ない世帯に対し、緊急かつ一時的に生活費等が必要なときに、10万円以内に必要な経費を貸し付けます。（必要書類あり。審査に1週間程度要します。）

### ・生活福祉資金貸付（災害援護費）

所得の少ない世帯に対し、災害を受けたことにより被災した住宅の復旧経費、家財道具等を購入する経費などを貸し付けます。（必要書類、限度額あり。審査に1か月程度要します。）

※いずれも貸し付けには諸条件がありますので、事前に相談ください。

### 【ご相談・申請窓口】

千葉市社会福祉協議会

中央区事務所	043-221-2177	花見川区事務所	043-275-6438
稲毛区事務所	043-284-6160	若葉区事務所	043-233-8181
緑区事務所	043-292-8185	美浜区事務所	043-278-3252